

JIS

レディーミクストコンクリート

JIS A 5308 : 2019

平成 31 年 3 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 土木技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	宇 治 公 隆	首都大学東京
(委員)	綾 野 克 紀	公益社団法人日本コンクリート工学会 (岡山大学)
	石 田 知 子	株式会社大林組
	木 幡 行 宏	室蘭工業大学
	清 水 和 久	特定非営利活動法人コンクリート製品 JIS 協議会 (旭コンクリート工業株式会社)
	鈴 木 澄 江	一般財団法人建材試験センター
	棚 野 博 之	国立研究開発法人建築研究所
	谷 村 充	一般社団法人セメント協会
	塚 本 良 道	公益社団法人地盤工学会 (東京理科大学)
	津 川 優 司	一般社団法人日本建設業連合会 (飛鳥建設株式会社)
	早 川 光 敬	一般社団法人日本建築学会
	原 田 修 輔	全国生コンクリート工業組合連合会
	久 田 真	東北大学
	渡 辺 博 志	国立研究開発法人土木研究所

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 28.11.7 改正：平成 31.3.20

官 報 公 示：平成 31.3.20

原案作成協力者：全国生コンクリート工業組合連合会

(〒104-0032 東京都中央区八丁堀 2-26-9 グランデビル TEL 03-3553-7232)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：土木技術専門委員会 (委員長 宇治 公隆)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 種類, 区分及び製品の呼び方	2
4.1 種類及び区分	2
4.2 製品の呼び方	4
5 品質	5
5.1 品質項目	5
5.2 強度	5
5.3 スランプ	5
5.4 スランプフロー	6
5.5 空気量	6
5.6 塩化物含有量	6
6 容積	6
7 配合	6
8 材料	7
8.1 セメント	7
8.2 骨材	7
8.3 水	7
8.4 混和材料	7
9 製造方法	8
9.1 製造設備	8
9.2 材料の計量	9
9.3 練混ぜ	10
9.4 運搬	10
9.5 回収した骨材の取扱い	10
9.6 トラックアジテータのドラム内に付着したモルタルの取扱い	11
9.7 品質管理	11
10 試験方法	12
10.1 試料採取方法	12
10.2 強度	12
10.3 スランプ	12
10.4 スランプフロー	12
10.5 空気量	12

	ページ
10.6 塩化物含有量	12
10.7 容積	13
11 検査	13
11.1 検査項目	13
11.2 強度	13
11.3 スランプ又はスランプフロー, 及び空気量	13
11.4 塩化物含有量	13
11.5 指定事項	13
12 報告	13
12.1 レディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料	13
12.2 レディーミクストコンクリート納入書	14
附属書 A (規定) レディーミクストコンクリート用骨材	21
附属書 B (規定) アルカリシリカ反応抑制対策の方法	27
附属書 C (規定) レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水	29
附属書 D (規定) 付着モルタル及びスラッジ水に用いる安定剤	37
附属書 E (規定) 軽量型枠	40
附属書 F (規定) トラックアジテータのドラム内に付着したモルタルの使用法	44
附属書 G (規定) 安定化スラッジ水の使用法	47
附属書 H (参考) 技術上重要な改正に関する新旧対照表	50
解 説	58

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS A 5308:2014** は改正され、この規格に置き換えられた。

なお、平成 31 年 9 月 19 日までの間は、工業標準化法第 19 条第 1 項等の関係条項の規定に基づく JIS マーク表示認証において、**JIS A 5308:2014** を適用してもよい。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

レディーミクストコンクリート

Ready-mixed concrete

序文

この規格は、1953年に制定され、その後13回の改正を経て今日に至っている。前回の改正は2014年に行われたが、その後の技術の進歩と環境問題を配慮して改正を行った。

なお、対応国際規格は現時点で制定されていない。また、技術上重要な改正に関する旧規格との対照表を、附属書Hに示す。

1 適用範囲

この規格は、荷卸し地点まで配達されるレディーミクストコンクリート（以下、レディーミクストコンクリートという。）について規定する。ただし、この規格は、配達されてから後の運搬、打込み及び養生については適用しない。

2 引用規格

表13に示す規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、JIS A 0203によるほか、次による。

3.1

塩化物含有量

レディーミクストコンクリートの製造時に材料からもたらされる塩化物イオン量で、コンクリート1 m³当たりの量 (kg/m³) で表す。

3.2

アルカリ総量

レディーミクストコンクリートの製造時に材料からもたらされるナトリウムイオン及びカリウムイオンを酸化ナトリウムに等価モル換算した量を累計したもので、コンクリート1 m³当たりの量 (kg/m³) で表す。

3.3

回収水

レディーミクストコンクリート工場において、洗浄によって発生する排水のうち、運搬車、プラントのミキサ、ホッパなどに付着したフレッシュモルタル及び残留したフレッシュコンクリート、並びに戻りコンクリートのそれぞれの洗浄によって発生する排水（以下、コンクリートの洗浄排水という。）を処理して